2022年10月31日

新設分割に係る事前開示書面

（会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項）

東京都港区北青山二丁目７番９号
株式会社タスキ
代表取締役　柏村　雄

当社は、2022年10月24日付け「新設分割計画書」に基づき、2022年12月12日を新設分割設立会社の成立の日（以下「効力発生日」といいます。）として、当社のSaaS事業及びDXコンサルティング事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ＺＩＳＥＤＡＩ（住所：東京都港区北青山二丁目7番9号、以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことに致しました。

会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

1.　新設分割計画の内容

別添「新設分割計画書」記載のとおりであります。

2.　本件分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1)　交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式500株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

新設分割設立会社が発行する株式数については、当社が新設分割設立会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2)　資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び資本準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、「新設分割計画書」第6条記載のとおりとすることに致しました。

当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3.　会社法第763条第1項第12号に掲げる事項の定め

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項の定め

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

当社において最終事業年度の末日（2021 年 9 月 30 日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割が効力を生じる日以降においても、当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上を踏まえ、本件分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割によって当社から新設分割設立会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回ります。また、本件分割後における新設分割設立会社の収益状況について、新設分割設立会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上を踏まえ、本件分割によっても、新設分割設立会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

7. その他

本日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上

別紙（新設分割計画書）

新設分割計画書

株式会社タスキ（以下「甲」という。）は、甲の SaaS 事業及び DX コンサルティング事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ＺＩＳＥＤＡＩ（以下「乙」という。）に承継させることに関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（新設分割の方法）

甲は、本計画に定めるところにより、甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行う。

第 2 条（乙の定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

別紙 1「定款」第 2 条記載のとおり

(2) 商号

株式会社ＺＩＳＥＤＡＩ

(3) 本店の所在地

東京都港区

なお、具体的な本店所在場所は、東京都港区北青山二丁目 7 番 9 号とする。

(4) 発行可能株式総数

20,000,000 株

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙 1「定款」記載のとおりとする。

第 3 条（設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役）

乙の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	柏村　雄
設立時取締役	狩野　雄一郎
設立時取締役	斉藤　友弘
設立時代表取締役	柏村　雄
設立時監査役	田嶋　友和

第 4 条（承継する権利義務）

乙が本新設分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙 2「承継権利義務明細書」記載のとおりとする。ただし、当該権利義務の承継につき、法令上の許認可等の理由により承継できない場合は、これを承継しないものとする。

第5条（本新設分割に際して交付する対価）

乙は、本新設分割に際し、甲に対して、普通株式500株を交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額等）

乙の資本金及び資本準備金の額等は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金25,000,000円

(2) 資本準備金の額

金25,000,000円

(3) その他資本剰余金の額

会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から第1号及び前号に掲げる額の合計額を減じて得た額

第7条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2022年12月12日とする。ただし、本新設分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲は、これを変更することができる。

第8条（新設分割計画承認決議）

甲は、乙の成立の日の前日までに、本計画の承認及び本新設分割に必要な事項に関する機関決定を行う。

第9条（本新設分割の条件の変更等）

本計画作成日から乙の成立の日までの間に、天災地変その他の事由により、甲の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲は、本新設分割の条件を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項のほか、本新設分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

以上

2022年10月24日

東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社タスキ
代表取締役社長　柏村　雄

【別紙1】

株式会社ＺＩＳＥＤＡＩ　定　款

定　　款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社ＺＩＳＥＤＡＩと称し、英文では、ZISEDAI Inc.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．人工知能（AI）を用いた各種ソリューションサービスの提供

２．人工知能（AI）プログラムの研究及び開発

３．コンピュータソフトウェア・ハードウェア・ネットワークの研究・開発・販売

４．インターネットを通じたオンライン上でのサービスの提供及びプラットフォーム事業

５．データ分析・解析事業

６．人工知能を用いたイーコマース

７．デジタルサイネージの販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事、メンテナンス業及び受注受付代行業

８．広告代理その他広告に関する事業

９．広告宣伝及びセールスプロモーションの企画・立案並びにその受託

１０．マーケティング及び経営一般に関するコンサルティング及び業務の受託

１１．労働者派遣事業及び有料職業紹介事業

１２．物品（情報配信を含む）販売業務及びそのコンサルティング業務

１３．不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介

１４．不動産に関するコンサルティング業務

１５．有価証券の投資、売買、保有及び運用並びに投資コンサルティング業務

１６．前各号の事業に附帯または関連する事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関構成）

第４条　　当会社は、取締役会及び監査役を置く。

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方

法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、２０００万株とする。

（株式の譲渡制限）

第７条　　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）

第８条　　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株式の割当てを受ける権利等の決定）

第９条　　当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第10条　　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第11条　　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（基準日）

第12条　　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を

害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第３章 株 主 総 会

（招集）

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（株主総会の開催地）

第15条 当会社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

（招集手続の省略）

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

（招集権者）

第17条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

（議長）

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれに代わる。

（決議の方法）

第19条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又はその法定代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

（取締役の員数）

第22条 当会社の取締役は、７名以内とする。

（取締役の選任方法）

第23条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第24条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役社長１名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第27条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第29条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（監査役の員数）

第30条 当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任方法）

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第32条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（監査の範囲）

第33条　監査役の監査の範囲は，会計に関するものに限定する。

（報酬等）

第34条　　取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第35条　　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

（剰余金の配当）

第36条　　剰余金の配当は、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者に対して行う。

（配当金の除斥期間）

第37条　　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第６章　　附　　則

（設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役）

第38条　　当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役　　柏村　雄
設立時取締役　　狩野　雄一郎
設立時取締役　　斉藤　友弘
設立時代表取締役　柏村　雄
設立時監査役　　田嶋　友和

（最初の事業年度）

第39条　　第３５条（事業年度）の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から２０２３年９月３０日までとする。

（本店の所在場所）

第40条　　当会社の設立時における本店所在場所は、次のとおりとする。

東京都港区北青山二丁目７番９号

（附則の削除）

第41条　　本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

【別紙 2】

承継権利義務明細書

乙が本新設分割により甲から承継する権利義務については、次に定めるとおりとする。

上記にかかわらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、又は許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち効力発生日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

1. 資産及び負債

(1) 資産

本件事業に関するソフトウェア

(2) 負債

なし

2. 雇用契約

なし

3. その他の権利義務

(1) 契約（雇用契約を除く。）

本件事業に関する一切の契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）に係る契約上の地位、及びこれらの契約により発生した一切の権利義務

(2) 知的財産及び知的財産権

本件事業に関するドメイン名その他の知的財産、及び著作権、商標権（出願中のものも含む。）その他の知的財産権

以上